

1-2 組合設立の手順、管理・運営

◆組合設立の手順

組合を設立するためには、行政庁の認可を受けるなど一定の手続きが必要となります。組合設立の手続きは、組合の種類によって若干異なりますが、概ね次のような手順で設立発起人が中心となって行います。

STEP1 設立発起人の選定

事業協同組合、事業協同小組合、又は企業組合を設立する際、その設立する組合の組合員になろうとする4人以上（※）が設立発起人となって設立行為を行うことになります。
※企業組合については、特定組合員（法人等）も加入することができますが、設立発起人は個人から選出することが必要です。

STEP2 創立総会の開催公告

発起人は、設立について同意した者を集めて創立総会を開かなくてはなりません。創立総会を開催するには、開催日の2週間前までに創立総会の開催日時、場所及び組合の定款（案）、当日の議題等を発起人が公告する必要があります。

創立総会では、定款の承認、事業計画及び収支予算の設定等、組合設立に必要な事項を議案として諮り決定します。それぞれの議案について必要な資料の準備を行うことになります。

STEP3 創立総会、第1回理事会開催

創立総会は、組合員となる資格を有する者で、創立総会開催の当日までに発起人に対して設立の同意をした者の半数以上が出席（代理出席も含みます。）することが要件です。また、議案の決定は総議決権数の3分の2以上の賛成が必要となります。発起人から提出された議案について創立総会にて修正することは可能ですが、定款のうち「地区」及び「組合員たる資格」に係る規定についての修正はできません。

創立総会において理事・監事が選出された後、第1回理事会を開催して定款に定めた理事長、副理事長、専務理事等を互選し、創立総会・理事会終了後は、ただちに開催日時・場所、経過の要領及びその結果、議長の氏名等を記載した議事録を作成します。

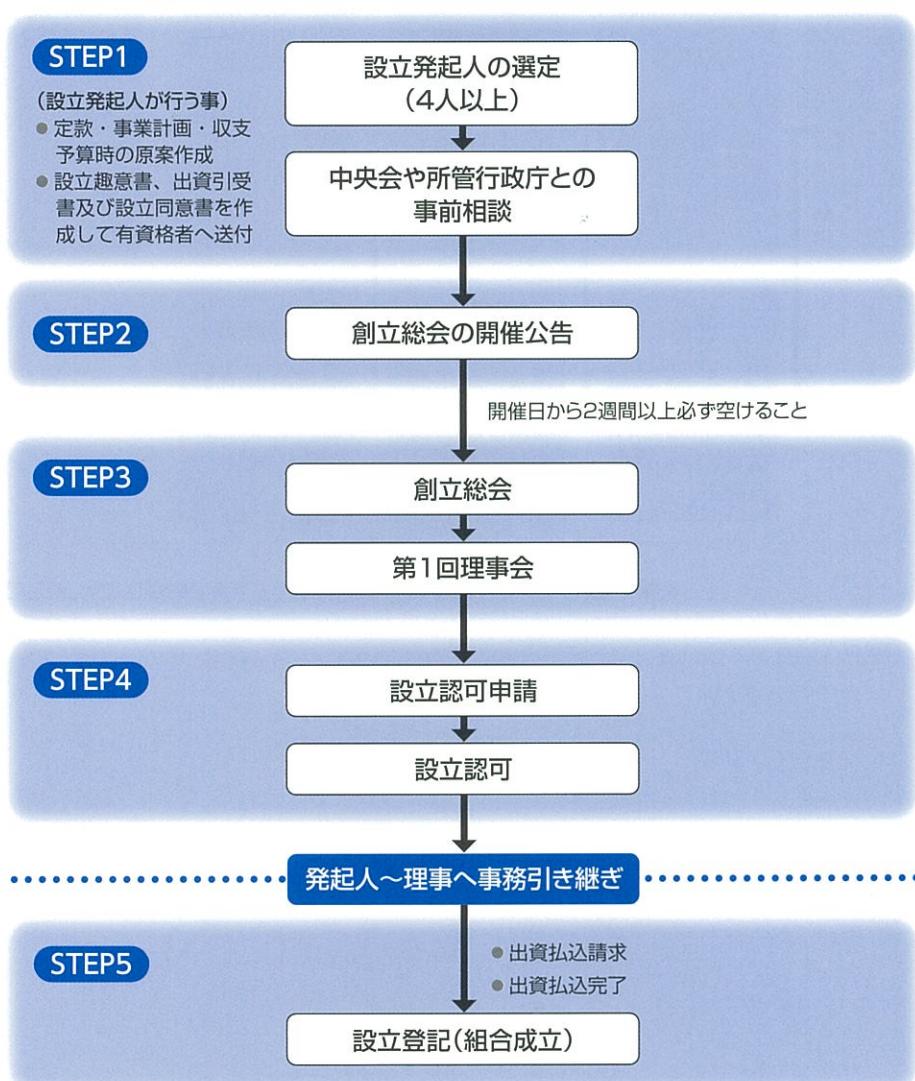
STEP4 設立認可申請

発起人は、創立総会終了後遅滞なく設立認可申請に必要な添付書類を作成して、所管行政庁に提出することになります。なお、設立認可申請書類の提出先の行政庁は、組合員の事業、組合が定款に定める地区等によって異なります。

設立認可があつた後は、発起人は理事に事務を引き継ぐことになります。

STEP5 設立登記(組合設立)

発起人から引き継ぎを受けた理事は、出資の払込みを請求し、払込が完了した日から2週間以内に主たる事務所の所在地において設立の登記を行います。この登記を行った日が組合の成立年月日になります。



詳細は中小企業団体中央会までお問い合わせください。